

泉佐監第146号
令和4年2月21日

請 求 人 様

泉佐野市監査委員 明 松 優
同 日根野谷 和人

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和3年12月27日付けで受理しました、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求について、同条第5項の規定により監査を実施しましたので、その結果を別紙のとおり通知します。

住民監査請求に係る監査結果

第1 監査の請求

1 請求のあった日

令和3年12月27日

2 請求人

住所 (省 略)

氏名 (省 略)

第2 請求の受付

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

なお、内容については請求書等記載の内容を原則として原文のまま記載し、事実証明書等の内容は省略した。

1 請求の要旨

監査委員は、泉佐野市長に対し、泉佐野市の駐輪場業務の契約に於いて平成29年より指定管理制度に基づいて運営しているが、現在の指定管理者株式会社 A との契約は無効である為必要な措置を講じるよう勧告を求め、地方自治法242条1項に基づき事実証明書を添付して請求する。

2 請求の理由

泉佐野市の駐輪場事業に於いて、現在の管理者株式会社 A は、泉佐野市自転車置場管理業務委託で契約を結んだが、その契約においても、平成27年度泉佐野市入札参加資格登録審査申請要領の中で8ページの(注2)で書かれている「建物総合管理」という業種を登記簿に記載されていないのに株式会社 A が業務委託されたのが違法である。現在も指定管理者として泉佐野市と契約しているが申請できるのは3事業までの登録の事業者であって現在の株式会社 A とは契約できない。契約を無効とし年度額6930万円を返還させ契約の見直しをせよ。

事実証明書

- ① 平成27年度 泉佐野市入札参加資格登録審査申請要領
- ② 株式会社 A 履歴事項全部証明書 平成28年発行
- ③ 平成27年度 泉佐野市自転車置場管理業務委託 契約書
- ④ 令和2年度 泉佐野市自転車等駐車場指定管理者 年度協定書

⑤ 平成26年度 役務提供等 市内登録業者名簿

以上

本件請求については、形式上、請求書の記載に遺脱はないことから、令和3年12月27日付けで受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査の対象事項

請求の要旨から、以下の2点について請求人の主張に基づく措置をとることが認められるかについて、監査を実施した。

- (1) 泉佐野市自転車置場管理業務委託契約（事実証明書 資料③）について、地方自治法第242条第2項は「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定していることから、当該行為（この契約の締結若しくは履行）のあった日又は終わった日の確認、及び同項ただし書にいう「正当な理由」の有無について。
- (2) 令和2年度の泉佐野市立自転車等駐車場指定管理者年度協定及び自転車等駐車場料金徴収業務委託契約（事実証明書 資料④）について、泉佐野市と現在の指定管理者との協定・契約を無効とし、泉佐野市が指定管理者に支払った令和2年度の指定管理料6,930万円を返還させよとの請求に、その理由があるかどうか。

2 監査対象部課

総務部 契約検査課
都市整備部 道路公園課

3 請求人の陳述及び監査対象部課の調査

(1) 請求人の証拠提出及び陳述

令和4年1月24日、請求人に対して地方自治法第242条第7項の規定に基づく証拠の提出及び陳述の機会を設け、請求人の出席を得て陳述を実施し、請求人が請求の要旨に関する補足説明を行った。

なお、請求人から新たな証拠の提出はなかった。

(2) 監査対象部課に対する調査

令和4年1月27日、監査対象部課職員（総務部 契約検査課、都市整備部 道路公園課）に対し、地方自治法第242条第8項の規定に基づく陳述の聴取を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求について監査を実施した結果、以下の事実を確認した。

(1) 泉佐野市自転車置場管理業務委託契約について

この契約に基づく委託期間は、平成27年7月1日から平成29年3月31日までであり、委託業務の履行完了に伴う委託料の支払いは、平成29年4月18日に受託者に支払われ、遅くとも同日に当該行為（この契約の締結若しくは履行）は終わっている。

また、法第242条第2項のただし書にいう「正当な理由」については、当該行為が秘密裡に行われ、また1年を経過した後はじめて明るみに出たような場合、天変地異による交通途絶などと解されるものである。この「正当な理由」について請求人からは具体的な主張はなく、また、当該行為は各年度における泉佐野市一般会計予算に基づき執行されている。

(2) 泉佐野市立自転車等駐車場指定管理者の選定について

当該協定の締結相手先である指定管理者の選定については、地方自治法第244条の2第3項に基づき以下の日程で行われていた。

平成28年8月5日から同年8月19日

募集要項の公表

平成28年8月19日

施設の現地説明会

平成28年8月22日から同年8月26日

質問の受付

平成28年9月2日

質問への回答

平成28年9月7日から同年9月16日

応募書類の受付

平成28年10月18日

指定管理者選定委員会での審査において最優秀提案者の決定

平成28年12月20日

12月定例会において指定管理者の議会承認

平成29年2月1日

指定管理者と「泉佐野市立自転車等駐車場指定管理者基本協定書」を締結
(5年間)

平成29年4月1日

指定管理業務の開始

上記日程のうち、指定管理者の応募に要する「応募資格」については「泉佐野市自転車等駐車場指定管理者募集要項」の17ページのⅡ 募集手続きに関する事項、2 応募資格の項において明記されている。同要項は市ホームページで公表していたため、請求人を含む誰もが応募資格を確認し、応募を検討することができる状況にあった。

応募を希望する業者は、現地説明会への参加を経て、提出期限までに応募書類を道路公園課に提出している。そして、平成28年10月18日開催の指定管理者選定委員会審査を受け、選定事業計画、企画提案等の審査の結果、指定管理者の候補となる最優秀提案者が決定された。

その後、同年12月定例会での議会承認を得て、指定管理者として決定された。

指定管理者の決定を受け、平成29年2月1日には泉佐野市と指定管理者の両者において、泉佐野市立自転車等駐車場指定管理基本協定書を締結している。

続いて、同年4月1日には泉佐野市立自転車等駐車場指定管理者年度協定書及び自転車等駐車場料金徴収業務委託契約書を締結し、指定管理業務を開始した。

翌平成30年度以降も年度ごとに同年度協定書を締結し、現在は5年の指定管理期間の最終年度の指定管理業務を履行中である。

また、この間の指定管理業務の履行については、泉佐野市立自転車等駐車場管理基本協定書、同年度協定書、同料金徴収業務委託契約書及び泉佐野市立自転車等駐車場指定管理者業務仕様書に基づき適正に履行され、令和2年度分までの指定管理料の支払いは、既に完了している。

2 監査委員の判断

以上の監査結果を総合的に考慮して、次のとおり判断する。

(1) 泉佐野市自転車置場管理業務委託契約について

本件請求は、この契約の履行完了に伴う支払が完了した平成29年4月18日からでも1年を経過している。

また、1年を超えて請求ができる「正当な理由」も存在しないことから監査請求の要件を具備しない。

(2) 令和2年度の泉佐野市立自転車等駐車場指定管理者年度協定及び自転車等駐車場料金徴収業務委託契約について

そもそも、この協定・契約の前提を成す指定管理者の選定は地方自治法第242条第1項所定の行為、いわゆる財務会計上の行為には該当しない。(最判平成2年4月12日、大阪地判平成18年9月14日)

この点を措くとしても、監査による事実関係の確認(上記1)によれば、当該指定管理者の「応募資格」については、「泉佐野市自転車等駐車場指定管理者募集要項」に基づき、地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体であればこれを有し、契約検査課への登録希望業種を応募資格に求めるものではない。

従って、「3事業までの登録の事業者との契約が無効である」との請求人の主張には理由がない。

更に、請求人の陳述で述べられた「質問状」の提出から回答に至る経緯等は、いずれもこの協定・契約の無効を来すものとは考えられない。

そして指定管理者の選定やこの協定・契約を含め指定管理者指定に関する事務手続きは、法令、条例に基づき適正に行われ、この間の指定管理業務は、基本協定書、年度協定書、料金徴収業務委託契約書、並びに業務仕様書に基づき履行されていたことから、この協定・契約を無効とする理由はないものと判断する。

また、この協定・契約に基づいた令和2年度の指定管理料6,930万円の支払についても、同様である。

3 結論

本件請求については、監査委員の合議により次のように決定した。

本件請求の上記(1)を不適法であるため却下する。

本件請求の上記(2)を理由がないため棄却する。